

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第六号

昭和二十七年二月五日(火曜日)午後一時四十九分開会

委員の異動

二月一日委員大山郁夫君辞任につき、その補欠として松浦定義君を議長に指名した。

二月四日委員入交太藏君、大野木秀次郎君及び田方進君辞任につき、その補欠として愛知揆一君、小林英三君及び松平勇雄君を議長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君

理事

古池 信三君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

松平 勇雄君
松本 昇君
加藤 正人君
山川 良一君
小林 孝平君
島 清君
西田 隆男君
松浦 定義君

委員外議員

油井賢太郎君

國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君
通商産業省通商組織局長 記内 角一君
経済安定本部産業局長 近藤 正文君

事務局側

常任委員会専門員 山本友太郎君
常任委員会専門員 小田橋貞壽君

説明員

通商産業省通商化学局アルコー 井上 猛君
ル第二課長

本日の会議に付した事件

○企業合理化促進法案(衆議院提出)

(第十二回国会継続)

○通商及び産業一般に関する調査の件(産業界安定法案に関する件)

(纖維事情に関する件)

○委員長(竹中七郎君) 只今より委員会を開きます。

先ず第一に企業合理化促進法案の取扱に関する件につきましてお諮り申し上げます。それにつきまして専門員から取扱方に関する説明を要求しておりますから許します。

○専門員(山本友太郎君) 同法案の取扱方に関する問題となつております。一応御説明申し上げます。企業合理化促進法案は、御承知のように昨年の十二月十二日衆議院において可決されまして、同日附を以てこちらに送付になつておるのでありますが、途中自然休会等もございましたので、二月九日に大体六十日に相成るわけでござい

ます。そういたしますと、これ又御案内のように、憲法の第五十九條第四項によりまして、「参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる」という規定に相成つておるのでございます。憲法解釈上、「国会休会中」とございまして、この休会中は議決された休会に限るといふ只今の解釈になつておりますので、昨年末から今年の一月の二十一日までの間の休会中は、御案内のように議決休会といふことになつておりませんので、従つてその間三十七日間というものは、審議期間の中に加算されて来るといふ計算上、只今申述べましたように二月九日になりますと六十日に相成るのでござい

ます。勿論本日から考えますと、今暫らく先の問題ではございしますが、只今の見通しから申しますと、二月九日までには当該においてこの法案の結論を出すという事は、恐らく技術的にも困難でなからうかという見通しの下に立つておりますので、この際衆議院側に対しては、参議院の意のあるところを傳達いたしまして、向うの了解を求めておいたほうが適當でないかと存する次第でございまして、そこで委員長手許におきまして一応案をいたしまして、向うに申述べます草案を作つておるわけでございまして、これを朗読いたしましたして議題といたしたいと思います。

企業合理化促進法案の取扱に関する件
参議院通商産業委員会において審議中の企業合理化促進法案は、去る十二月十二日衆議院において可決送附され、来る二月九日を以て六十日の期限に達するが、実質的にはその

間三十七日の休会期間があり、又同法案第六條の重要産業の指定に関する行政当局の態度決定を待つて慎重審議しようとする当委員会の申合せによつて遷延しつつあるもので、故意に審議を引延ばしたものでないから、当委員会の態度を諒とせられ、同法案に関する限り憲法第五十九條第四項を適用することなきよう取扱に万全を期せられたい。

こういつた意味合いのことを書類によりまして一応当委員会の委員長から衆議院の通商産業委員会の委員長宛に書類を送りまして、必要に応じては更に詳しく口頭を以て委員長から衆議院の通商産業委員長に説明して了解を求める。併せましてこの法案が一応自由党、民主党並びに社会党右派の共同提案の形をとつておられます関係もござい

○委員長(竹中七郎君) 只今山本専門員からの御説明によりまして、この取扱方法につきまして、如何取計らいますようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ありませんか。……では委員長にお任せ下さいまして、只今のお話のように委員長は中村衆議院委員長にさよう申込をいたしましたお願いをする、それから各党派のかたへにおかせられまして、さよう御努力願ひ、こういうふう

にいたすことにいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に公報によつて御通知申上げました産業界安定法案に関する件を議題といたしたいと存じます。加藤君。

○加藤正人君 産業界の安定に関する問題について討議をされるのでありますが、私は綿業界に関する安定についていささか政府の所信をお伺いしたいと思ふのであります。先ず私の御質問いたしたいと思ひます点を全部一度朗読いたしますから順次お答えを願ひたいと思ひます。

今や我が国の纖維関係商社を中心とする我が国貿易界は未曾有の危機に直面してゐる。金融の梗塞、手形取引の麻痺に起因する商社の倒産は、すでに昨年四月頃より問題となり、七月の頃より、更に十月末より十一月にかけて次第に具現し、今や二、三月危機が叫ばれるに至つた。而も商品売掛代金の決済難は、商社と直接取引関係を持つ紡績会社にしわ寄せられ、勢ひ紡績会

社はかなりの営業利益を計上しながら、商社の支払決済不可能のため経理上異常の困難に陥り、原綿資金の調達にも窮する実情にある。そも／＼かくまで商社を弱体化した原因は、遠因、近因一にして足らないが、現下のオーパー・ローンの素因と言われている政府の戦時補償の打ち切り、朝鮮動乱以後米軍需資材等の大量買付に端を発した世界相場の高騰に伴い、政府によつて行われたいわゆる備蓄輸入に呼応して商社の買進んだ諸物資が、昨年六月のマルク提案によつて反転下落の一途を辿つたことによる打撃、近くは昨秋米綿大豊作の声に起因するパキスタンその他の契約不履行、キヤンセル等による諸影響は、ただでさえ資本の蓄積を喪失させる商社の上にのしかかり、遂に今日の破綻を招くに至らしめたものである。さて、原因はいずれにしても、今日これを徒らに詮索するよりも、一日も早くこれに対処し、官民一致これが善後策を講ずることが喫緊事であると思ふ。

現在商社、紡績間でこげつきになつてゐる手形は、概算約四百億円で、これが障害の根本となつてゐる。これら手形の決済は到底商社の自力では如何ともなすがたいことが明白である。今日、何とか適切な方策を考案せねばならぬ。過日米紡績、商社、市中銀行の三者で小委員会を設け、これが解決策を見出さんと努力しているが、問題が非常にむずかしいため目下停頓の形である。併しこの問題が未解決である限りは、新規輸出商談は完全に行われがたく、滞貨の漸増、海外市場の喪失等、等々／＼悪条件を累積する虞れがある。政府はこの問題を如何に考えるか。

この問題は結局政府資金の動員によるより他に良策はないと思ふが、この点如何。

上述のごとき日本の国内問題が海外市場に反映し、勢い輸出商談は目下沈滞の形で、これを昨年今頃の商盛に比較して真に感慨に堪えないものがあるのであるが、而も生産は日々何らの制限なく行われ、昨年十二月の生産は実に十七万余捆に達している。かくては海外市場は日本品に対し弱気買控となり、余る物に値段なしのたえで、市況はいよ／＼悪化し、商社の中には損失覚悟で投売りをなすもの頻出し、自然国際的にも著しき悪影響を与え、英國は勿論、米国、オランダ等においてもこれをアラミニングな増値の結果であるとし、必然日本綿業は再び過剰設備、即ち過剰生産の重圧に耐えかねて安売りによる世界市場の攪乱を再現するに至らんとする危険を抱くに至るべきは明白である。折も折日米英綿業会談を目前に、かかる事態の発生はその影響するところ誠に堪えない。昔日においてはかかる場合有効需要を適正に勘案して業者の申合せにより生産を調節することが可能であつたが、事業者団体法のな存続する今日においてはこの適切な手段をとり得ないのは誠に遺憾至極である。自分は前国会において平和條約の審議に際し、特にこの法律の改廃に關し再度に亘り政府に善処方を要望し、吉田総理はその都度快く私の希望に聞かざるが、問題は自分はこの機会において本問題に關するその後の経過を政府に質さんとするものである。事業者団体法の關係上決議機短等の方法なしとすれば如何なる方途によつてこの危急に對

処すべきか。目下紡績業者はそれぞれ各自の判断に基きいわゆる自費機短のごとき姑息の手段によらんとしつゝあるが、もとよりこの種の方法に多くの期待を持ちたいことは明らかであつて、結局有効なる方法は政府の施策においてその目的を遂ぐるよりほかに途なしと思ふ。

二 昨年六月の四百萬錠紡績設備制限撤廃後の増値の状況を見るに昭和二十五年六月末三十五社、三百八十八萬五千三百五十錠、昭和二十五年十二月末五十一社、四百三十八萬一千一百四十七錠、昭和二十六年六月末六十四社、五百五十四萬四千六百十錠、昭和二十六年十二月末九十一社、六百三十六萬六千五百一錠となつており、昭和二十五年下半期には約五十七萬錠、昭和二十六年上半期には約六十七萬錠、同年下半期約百三十一萬錠を増加し、特に昭和二十六年には年間実に二百萬錠に近く、我が国紡績史上未曾有の急激な膨脹を遂げたわけである。この数字を經濟安定本部自立經濟審議會が昨年一月十五日に發表した纖維綜合調整案と比較すると、同案では年間平均運轉可能錠数を昭和二十六年度四百七十七萬錠、二十七年五三三萬錠、二十八年五五〇萬錠、二十九年五七〇萬錠を見込んでゐる。従つて現在の設備状況は右の計画をすでに多く上廻つてゐることは勿論、昨年十二月通産省の行なつた第九次紡績設備確證によると、すでに六百四十九萬錠の綿紡設備が存在し、而もこのまま推移すれば本年即ち二十七年中に最低六百七十七萬錠、最高七百七十七萬錠までの増値が敢行せられるものと見られる。これは誠に由々しき事態と言わざるを得ない。紡績業者自身としては、この過剰設備の

制限について何ら主張すべき立場ではないが、一國の纖維行政を掌る通産當局としては、漫然然過すべき問題でないと思ふ。當局は果して如何なる対策を用意しつゝあるか、是非承わりたい。然らば前述の当面する諸事情に鑑み、綿紡績としてはそも／＼何ほどの生産量が適當であるかというならば、これは輸出並びに内地向けの有効需要を勘案してこれを決定することが最も合理的であると思ふ。即ち昭和二十七年の見通しを、仮に年間綿布輸出十三億ヤール、綿糸輸出八億ヤール、綿雜品同七億ヤール、特需十二億ヤールと仮定しますと、内需を月約六萬六千捆として國民一人当り三ポンド六八とすれば、年間百八十七萬捆、即ち月産十五萬五千捆の生産が必要となる。この場合の原綿所要量は約一百七十九萬二千俵である。然るにこの生産量確保のためには二〇S一錠量〇・七四ポンド、平均番手輸出三〇・六S、内需二二S、操業率九五%とすれば五百二十三萬錠で足りる勘定である。尤もこれは需要量に相當の余裕を持つた計算であるが、綿糸を月産十五萬捆と抑えれば、現有設備六百五十萬錠に對し二五%の操業短縮が最も適當である。又この計画は一九五一年二年度棉花年度において、我が國が確保可能な米綿並びに各種雜綿合計百六十五萬俵の原綿量の面より算出してもほぼ同一の結果となり、頗る時宜に適した措置といつていい。

以上申述べた通り、我が國の綿紡績設備は國民經濟の現状に照らし相當過剰であり、従つてその生産量も内外の有効需要に對して多きに過ぎるため、自然業界の安定を妨げ、同時に外國の不必要な危惧心を招き、これを漫然放置しておく場合においては或いは日本綿製品輸入抑圧の口実を供する虞れなしといえないから、本問題の適切な處理は一日も速かなるを必要とすると思ふ。輸出貿易の大宗である綿業のかかる現状は決して一紡績業界の問題でなく、日本經濟全體の問題として真剣に考慮せられるべきであると思ふが、以上の諸点中特に設備の問題は近く開かれる日米英綿業會談で必ず取上げられると思ふ。この程度の設備が日本として是非とも必要であるならば外國の批判を一々顧慮する必要はないが、上記のごとき種々なる支障を醸している以上これは捨て置きたい問題であると思ふ。これに對する政府の見解とその対処策を具體的に承わりたい。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 只今加藤君の述べられましたことは、私も非常に重大な問題と考へて深く関心を持つておる次第であります。いささか私の考へておりますことを述べてまゝして御答弁にいたしたいと存じます。

先ず生産量の問題であります。が、綿製品需給の見通しは、内外の政治、經濟情勢、景氣の動向等に左右せられる面が多く、確實なる推定は困難であります。が、差当り數カ月の問題として、内外の需要の急激な伸長も期待できないので、綿糸月産十五萬捆程度で十分需要を充足できるように考えられるのであります。従つて月産能力二十四萬捆に及ぶ施設を以て無制限の増産を行うことは纖維價格の一層の低落を招き、漸く安定の緒を示した輸出市場を悪化せしめ、纖維業界全體の市況を深刻化せしめ、延いては国内景氣の一般の悪化を招くこととなる。他方にお

いはドル資金の窮乏な現状におきましては、綿花の輸入を無制限にこれを行ひ得ないことは明らからでありますから、この面からも綿業の操業度を適正な水準に維持することが合理的であることは言を待たないのであります。もとより政府といたしましては国民衣料の豊富低廉な供給を確保することが肝要であると考えますが、同時に経済界の混乱を回避し、輸出の安定増進を図ることが是非とも必要なので、この際政府としては輸出増進の施策を強化すると共に、外貨資金とも睨み合せまして原綿輸入に適当な規制を加え、これによつて綿業の適当な操業度を維持したいと考えておるのであります。業界としても輸出の増進に格段の努力を払うと共に、現状に適應した生産の自衛を行ふことを切望するのであります。

次に金融問題であります。綿業界における現下の金融上の困難につきましては只今お述べになりました通りでありまして、如何にも重大な危機に達しておるのだと私は考えます。これは加藤氏もお述べになりましたように、昨年種々の原因で商社の負担するに至つた実損額を、如何にして填補して弁済せしめるか、この問題が解決の鍵であります。元来私は昨年の夏、七、八月頃にこの問題が深刻化された時分に、当時私大阪へ参りまして、綿業界、商社側のいろいろ御意見を聞いたのでありますが、その当時私がお尋ねしたのは、この解決は要するにこの金融策についていろいろの陳情を聞きませんが、あなたがたのほうで、ともかくこういう巨大な損失が出たのであるからして、紡績業者のほうと問

屋側のほうでその損失をどういふふうで解決して行くか、どういふ割合で負担するかというところをおきめにならんとすると、金融業者もなか／＼決心ができぬわけである、その問題に觸れるという、私が大阪へ行きまして当時、同方の業者諸君も触れることを避けておいでになるような感じを受けたのです。昨年にこの解決が本当にできていなくて、まあ一時見送るという解決であつたのが、今日まで残された問題が今日又起つて、一層この金融の困難を来しておるのであらうかと私は考えます。さてそういうことはいずれにいたしましてもしようかといふことは、要するに一般市場の改善と企業経営の合理化、健全化を図ることが根本問題であります。そういうことを言つても、現在の火を消すことが先決問題であるといふような状況になつてゐるのだと思ひます。根本問題の一つは、需要を無視して増産をした、そういうことも差控える必要があると、考えるのであります。私は差当りの措置をいたしましては、やはり直接の利害関係者である商社、紡績、銀行の三者間で、隔意ない御協力を遂げられ、相互扶助の精神を以て打開策を見出さるゝことが第一必要だと思ひます。實際にはこれは非常に、余りに大きな問題でありますので、すでに三者間の御協議は進んでおりますが、まだ目鼻がつかないというのが現状であります。通産當局もこれにつきましていろいろ苦心をいたし、又直接業者諸君ともいろいろ話し合ひをいたしておるのであります。幸いに綿花借款も成立いたしましたので、将来金融難打開の徴候

も存しますので、必ず事態は好転することと考えるのであります。局面打開のためには政府としてできるだけの措置をとつて行き、関係各方面とも御相談し、御尽力をいたしたいと考えております。なお先刻の御発言のうちに政府資金の運用云々というお言葉がありました。これも一つの方策だと思ひます。思ひますが、これには又いろいろむづかしい面もありません。折角苦心をいたしておられます。私は、この三月危機といふことがよく言われておりますが、これは切抜けることができません。これは同じような言葉を昨年の夏も大阪で業者諸君に述べたのであります。が、要するに我が国の現在では、金融を極度に統制をして、財界の整理と言います。それから外科的手術をするといふこと、徐々には整理をして行こうといふのが年々の政府の方針であります。この日本の財界ではパンクが起きまゝといふようなことは私は考えられなかつたと思ひます。それは誰が政局に当りましてもしようかといふことを放つて置くことはよろしくないわけでありまして、ところがこの三月危機、先だつても或る所で私は三月危機といふものは考えられなかつたといふことを申しましたれば、私が非常に樂觀をしておるよう誤解されて、その後いろいろ質問を受けたのですが、これは決して樂觀ではないのです。考えようによつては悲観であるかも知れない。日本の今の経済界といふものは三月危機であるとか、十二月危機であるとかいふものは存しないのだが、年中危機、一年中或る程度の危機がある。ただ丁度手形の切替時が十二月に多いとか、三月に多

いとかいふことでそういう説が出るのであります。私は決してこれは日本の財界は樂觀しておるのではないのであります。年中或る程度の危機があると言わなければいけないのだと思ひます。

次に設備の件であります。御承知の通りこの一兩年間に紡績業のみならず各種の産業においてかなり活発な設備の新増設が行われ、その結果一部の産業におきましては、過剰設備の傾向を生ずるに至つたのであります。綿紡績業におきましては先刻加藤委員より各方面に亘つて詳細な数字を挙げられまして、私はそれを繰返しません。が、昨年末現在において運転可能の錠数は六百四十八万錠であるという数字が通産省では出ておるのであります。これは一カ年半に六割以上の増設に値しておるのであります。今日の輸出及び内需の充実のためには、加藤君の御意見もありました。大体五百万乃至五百万錠で十分であると思われまゝです。すでに設備過剰の傾向は歴然としておると言わなければならぬのであります。我が国経済におきましては、電力不足、産業設備資金の梗塞はかなりの深刻であり、電力、石炭、造船、鉄道の重点的基礎産業部門以外の産業投資は、或る程度これを抑制することが、国民経済の見地から要請せられておる状態でありまして、すでに過剰設備を擁しておる紡績業者をいたしましては、これ以上の増産を自衛することとが業界全体の利益であると共に、国民経済的に申しまして必要でないことであるのであります。比較的不急不急の産業における生産設備の新増設に對しましては今後政府が如何なる措置をと

るべきかといふことにつきましては、目下慎重に検討中であります。私はこのために何か法的措置が必要であらうと考えております。よくビルディングの濫設が問題になりました。例えば東京などにおきましてはすでに過剰であるのではないかと、これに對して何か抑制すべきではないかといふような意見が盛んであります。我が国の現在のうちに資金が梗塞し、資材も乏しいその際に不要不急の施設は、重要産業と言ひます。それへ敷えられております。今の鉄のときについてでも、設備過剰の面があれば再検討をする必要があると考えております。そういう法的措置をとるということになりました。場合には、どういふ産業に適用すべきかといふ問題が起るのであります。その際には紡績業のごときは第一に取上げておくべきです。なお先刻と申して落してありますが、紡績業者が自衛策をするといふことは今日の事業者団体法その他で制約を受けてできないのだといふお言葉がありました。私は昨年の臨時国会のときも、独占禁止法並びに事業者団体法につきましては大幅の改正が日本産業のために必要だといふ意見を持つておることを述べたのであります。が、甚だ遺憾であります。まだその点はいろいろ事情がありまして、私の意見は実現してないものであります。輸出組合といふようなものがダンピングを阻止し、海外の信用を維持して行くためにも必要でないかといふ加藤君の御意見であります。これ又私は同じ意見を持つております。昔の輸出組合は少し行き過ぎた点がありまし

て、向うにおいでになりました際に陳情を受けられたと思しますので、私はこの内容についての御説明はここで申上げる煩を避けたいと思ひます。が、大臣が行かれた場合でもやっぱり労働組合の諸君から私たちが事情を聴取したと同様な陳情の條件はあつたと思ひます。そこで大臣がお帰りになりましてからも然るべくこの條件に同情的な御解決の手を打たれたかつたので、この福井の諸君が東京まで出て参りまして陳情をするという段取りになつたと思ひますが、大臣は福井まで行かれましてこの事情をどういふふう

の市価安定のために立法をしてもらいたいというような陳情もあるのです。が、どうぞ一つ速記があつて言ひにくければ外してもらつてさつぱらんに大臣としてのお考えをお漏らし願ひたいと思ひます。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 私は福井に視察に行きましたが、まだ一カ月に
○島清君 もう二月ですよ。
○国務大臣(高橋龍太郎君) 一月の十六日です。
○島清君 そうですか。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 又その後帰つて来て繊維局長にも福井はあいる事情ですから……そのときの点を言つたのです。で、繊維局長或いは中小企業庁にもその旨はよくすぐ伝えて研究をされておるのですが、ちよつと一カ月と三カ月と……私の怠慢を責められれば非常に問題があると思ひます。それだけ弁明しておきます。これは放つておるのではないのですよ。まじめに研究しておるのですよ、それは……

それは福井のまあ機が多いのでしうが、窮状はそれはもう今の大阪に少しも譲るところはない。而も中小企業が、まだ今これだけ苦慮しておられます。ただ今これだけ苦慮してあります。私申し上げる程度に至つておられませんから、暫らく御猶予を願つておきます。ただ組合員諸君の言われることも如何にも御尤もで、私も意外に思ひます。あすこは低賃金になつておるのです。ね。そのときに組合諸君は、我々労働組合でこの工場なら工場、企業なら企業を保証するからして、それを認めて、金融の途が開けるように努力をしてくれという熱心な意見がありました。

で中小企業だけじゃない、大企業でももう倒れる寸前になつておつたものが、労働組合の、何と言ひますか、覚醒と言ひますか、奮発によつてそれが回復した事例はたくさん私は知つておるのです。非常にこれは有難い。だが金融業者が金融を考へるときに、そういうことは参考には当然すべきだと思ひますが、法的にどういふ何かができるかどうか、これはまだ大分問題が残つておると思ひます。これも事務局のほうに移しておきます。まあこのくらいで今日は一つ……

○結城安次君 通産省に審議会が幾つあるか、ちよつとお伺ひしたいのです。大臣は審議会というものはどうお考へになるか。私は現在までの觀念によりますと、審議会というものは、役所が本心に民意を問うための審議会になつて、役人が自己の責任を審議会に転嫁するといふことのために利用されるほうが私は多いと思ひます。昭和二十二年以来できた審議会は私はずつと見ております。どうもあらゆる点で、つまり民心と申しますか、何か産業自体の本来の姿を考へず、或る方面の運動か或いは御自身の考へか存じませんが、いよいよゆるおもねるといひますか、頼まれたものを果すといひますか、それを審議会の名前に託して実施したので多い。いよいよ審議会の委員といふものは責任はありませぬ。簡単に言ふと、先生方は審議会が済めばおしまひです。それでですから、審議会の答申に対しては殆んど責任を負つていません。過去の審議会の委員は自己のやつたことについて現在の情勢がこれに対して悪かつた場合に、あのときの答申は僕は責任を負わなくちやならん、僕は自己の仕事或いは一切から退職すると言つた人は一人も聞かれません。どうも今の審議会の多くは、役所から、これは悪いことですが、活用されて、役人の責任逃れの場所のような気がする。現在審議会が幾つもあります、私は指摘しますが、ややその傾きが多いと思ひます。審議会に対しては大臣はどうお考へになるか、お伺ひしたい。

○委員長(竹中七郎君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(竹中七郎君) 速記を始め
只今油井君から大臣に対して委員外の質問を簡単に行いたいという申出がございましたが、これをお許しいたしてもよろしくございませうか、御異議ございませうか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めます。油井君。
○国務大臣(高橋龍太郎君) 実はちよつと私体が悪くて、簡単に……
○委員外議員(油井賢太郎君) この際政務次官がおいでになつておるし、又繊維局長も見えておられるので、貴重な時間をもつとお許し願つて質問させて頂きたいと思ひます。
実は先ほど島君からも話があつたようですが、我が国の輸出貿易で以て相当ウェイトの重いいわゆる繊維事業についての政府の考へ方と方針について御意見を承りたいのであります。それは福井あたりからも盛んに言われおるようですが、日本の輸出の絹織物というのに対して、最近の状況を見ますといふと、全く飢餓輸出

のもののような状態を現出しておるのではありません。御承知のように商社が大分潰れまして、そのために金融等の関係から投売りをする、まあ繊維品の投売りによつて結局生産地の業者、生産業者といふものは原料と引合わなければならないといふような状態になつております。一例を申しますといふと、輸出羽二重のごときは一匹四匁羽二重といふものが大体七百円見当の工賃がなければならぬのに、三百五十円乃至四百円であくせくとしておりながらこれを海外に輸出せざるを得ないといふような状況になつておる。而もこれを統制すべき、或いは計画生産をすべきようなことは許されておらない。こ

ういふふうなことになるので、政府の根本方針としてどういふふうに考へておられるか。殊に繊維局長あたりはこの点については十分御検討になつておられると思ひます。が、この際御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) お答え申し上げます。先ほど大臣も御答弁いたしましたのでございませうが、まあいろいろな国際的な関係などもありまして、御承知のような苦境になつておるわけにございませうので、今政府といひまして考へておるものは、やはり根本的にはどうしても需給の関係を考慮しなければならぬので、その方面からと、当面の金融問題をどうするか、この二つの方向から考へておるのでございませうが、すでに設備がで

き上つておるものにつぎましてどうするかといふことは、いろいろな関連もございませうので非常に困難な

ものをつぎまして

ものをつぎまして

ものをつぎまして

問題でございますが、取りあえず新しい設備に対しましては法的措置を是非とも講じなくちゃならないという考えで只今進んでおるような次第でございます。それから福井県の例も御引用になつての御質問でございますが、これは福井県ばかりではないのでございまして、関東地方にも同様の問題がございします。ところがいろ／＼調査をいたしまして見ますと、組合化されております所もございしますし、又業種によりましてはまだ組織化されない、組合化されない面も実はあるような次第でございまして、仮に私どもが所管をいたしております中金から金を流すという場合を考慮いたしましたとしても、組合化されてない所には流れないわけでございまして、なか／＼そういう実情に

ございますので、対策も従つてむす
 かしい状況になつております。そこで
 是非とも県当局のほうとも相談をいた
 しまして実効のする一つ方法を考え出
 そうというので、只今繊維局のほうで
 案を練つておるような次第でございま
 す。

○委員外議員(油井賢太郎君) いや、私の質問はですね、金融対策ばかりで、以て輸出貿易の飢餓輸出というものを防止することができないのじやないか、もつと根本的の方策を立てなくてはならないのじやないかというのを承わつておるのです。一体金融を幾ら図つたところで、今言つたように損をしながら……大体本間さんも隣県人の關係を御存じでしょうが、福島県の川俣あたりに行つて輸出羽二重を売つておるような機業地に参りますと、月に二千円、二千五百円くらいの工賃しかもらつておらないのであります。どんな

にみじめな状態であるかということはつきりわかつておるのです。そういう地方の人々の血と汗の結晶がダンピングとして海外に出されてドルを稼いでも何にもならないのじやないか、輸出羽二重のごときは五十億円から一種類でも出ておるという形です。それに対して日本人が非常な努力を無駄に使つて輸出を増進しなくてはならないということではこれは何にもならない、それに対する政府としてののお考えが何かおありになるかどうか。この間、正月、政務次官はたしか神戸で以てラジオ討論会等において貿易対策を御発表になつておられたけれども、もう少し突つ込んだ、掘り下げた対策を一つこの際におありかどうかということをお承わりのです。

○政府委員(託内角一君) 只今川俣のお話などございましたが、現在行われておりますダンピングの傾向はむしろ需給の関係よりも金融相場、換金のための授売り、例えばＬＣを得ますと、それを銀行へ持つて行けばＬＣならば金融がつか、従つて一刻も早く授売り

をしてECを獲得し、これによつて金融をつけて次の差迫つておる手形を決済して行くというふうな手段に講じられておると思うのであります。従いましてこれの根本はやはり金融問題を解決しなければならぬ。そのためには結局産地の方面の金融もさることあります。やはり輸出商社の方面の金融融というのを先ず考えて行かなければ根本の解決にはならないというふうな我々は考えておるわけでありまして、勿論これが或る程度進展して参りますと、今度は生産量の問題にも絡んで来ることでありますから、そういう際におきま

しては、やはり生産調整の問題なり、或いは現在やつておりますが、軽目羽二重等について、マフラーその他につくましてチエック・ブライスのいう制度をとおっておりますが、こういう問題を解決するなり、或いは輸出組合が幸いにして承認を願うというようになれば、この方面から輸出の調整をするというふうなことも考えて参らなければならぬというふうな考えておる次第であります。

○委員外議員（油井賢太郎君） 私は今
の問題について政務次官のいわゆる金
融だけの対策で以て切抜けられるかと
うか、この点について簡単に御返答願
います。

○政府委員(本岡俊一君) 御指摘のように、需給の関係を離れて根本的な対策がないのでございますが、御指摘のような需給の関係を調整をするという考えで只今案を練っておるようなわけでございます。で、先ほども申し上げましたように、新設の設備に對しましては、ほぼ関係省の間に意見がまとまっておりますけれども、既存の設備については、

につきましてはまだ話合いがまとまらない段階にあるのでございますので、その旨を先ほど申上げたような次第でございまして、決してこの問題は金融だけで解決するというようなふうには考えておられないことを申上げたと思います。

○委員外議員 油井賢太郎君） それでは具体的に、（先ほど申しましたように）極く零細企業家というのは工賃が低くてもやつて行けるのです。むしろいわゆる中小企業の、中の部に属するほうになるという、これは相当の経費がかかつて、到底零細企業とは太刀打ち

できないというので、中企業が最近倒産、破産を來たして居る例が多いのですね。結局さつき私が引例を申しましたように、普通なら七百円工賃がなくてはならないのを、三百五十円、四百円でどん／＼やつて居るという零細企業者があつて、その零細企業者の、いわゆる労働基準法や何かにかからないところの事業が標準になつて輸出産業というものが行われるのでは、これは飢餓輸出にならざるを得ないのです。

これに対して政府は対策がおりるかどう
うか。

○政府委員(本間俊一君) お答えをい
たしたいと思いますが、実際は御指摘
のような面もありまして、なか／＼中

小のかたんの組合化と申しますか、組織化と申しますか、というように、まあ進んでおられないような状態でございます。そこで私どもといたしましては、只今小規模にやつておられる機屋さんを直ちにその操業をやめさせるというような考えは持つておらないのでございますけれども、中小の企業者に対してはでき

るだけ組合化と申しますか、組織化を
態意いたしまして、促進をいたしまし
て、そうして全体を睨んで対策を講じ
たい、こういうふうになあ考えており
ます。従つて、今直ちに、例えば飯館
で機屋をやつておるといふようなかた
がたの営業を今直ちにとめるといふふ

うには考えておられない次第でございます。

○委員外議員（油井賢太郎君）　そこで政府の対策として今の自由放任経済主義を、この輸出産業に限つては何かの方策を立てて行きたいと、こういうふうに考えていいのですか。

○政府委員(本間俊一君)　そういうふう
に考えてよろしいでございます。
○委員外議員(油井賢太郎君)　その具
体的な方策をここで詳しく願えれば幸い
なのですが、例えば昔の同業組合みたいな
ものですが、たとえば加入脱退がこれは自由
ではない。それから、処罰規定も相当
あつたのです。現在そういうものは何
にもないのです。そういうことについ
て具体的な方策を考えておられるので
すか。

○政府委員(本間俊一君) 協同組合法の問題に關連をいたしましたも、只今申上げるような問題がございますので、御指摘のような点も含めまして只今研究いたしております。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

○島清君 この機会に私、アルコール工場の私下の問題についてちよつとお聞きしたいのでございますが、今、政府が持つておられるところのアルコール

工場の十一工場でございしますが、それを払下げるという御方針の下に、その一部工場が払下を見ておるようでございますが、この北海道の工場が払下になりましたのが二十六年の六月ですが、六月に払下になった工場が十二月にこれを閉鎖いたしましたして、而もその

工場に働いておりましたところの労働者の諸君の給料に対しても遅配欠配を續けて、それで閉鎖をいたしております場合でも、いわゆる労働法規なんかの規定されておりますところのものを履行しないで、遅配欠配になつておつて、その給料だけでやめさせておる。

まあこういうような実例もあるようでございますが、この問題は労働委員会の所管に属しなうからして、私は労働問題を内容とする問題には触れませんが、私下になりまう場合、六月に私下げて十二月に閉鎖をしなうければならないといううな、人か法人か知りませんが、に私下げるといううことについては、どうも世間の疑惑を受けまうので、このうきさつについて御説明を承わりますと同時に、更に私はこれは只今申上げた通り、この従業員に対するうう取扱といううものは、これは当然に労働問題として重要問題だと思うのですが、なぜうういふたうな、人といふまうか、法人といふまうかに、世間の疑惑を受ける事態を招来するううな私下の仕方をしたかどうか。それからあと未私下になうております工場に対しては、どうううううな考え方を持つておられるかどううううううなことについて、ちよつと御説明をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) アルコール工場の私下は実は開議できまうしたものは、二十五年の八月でございまうて、お示しするううに二十六年度の六月に私下をいたしたのございまうが、会計法上の規定がございまうして、私下をいたしますときは、競争入札をやるといううことになうておるものでございまうから、実はその当時、その規定に従うてやうたのでございまう。ところが、御指摘のううに工場の経営がううまう参りまうので、十二月に閉鎖をいたしたのございまうが、これは当然に後援所のううとして責任を感じなければならん問題でありまうので、賃金の問題は斡旋をいたしまうして、そうして解決をして、閉鎖をしておつたというううに私も聞いておるのございまうが、その賃金の問題につきまうしては、なおアルコール課長からでも詳細に御説明いたさせたいと思ひます。それから更に工場を私下げたといううことで、只今ううううな研究をいたしておるのございまうが、北海道の例もございまうので、できるならば一つ確実な団体なり公共企業体なりで円滑に経営の参りまうするううな話合いと申しまうか、交渉と申しまうか、これを一つ十分つけ得まうした上で措置をいたしたい、こううう考えて只今この問題を研究いたしておるううな次第でございまう。

○説明員(井上猛君) それでは、只今政務次官からお話になりましたことをちよつと附言して申上げまうが、北海道の二工場私下に際して一応買受人に當つたわけでありまうが、その後金融のほうはなか／＼むずかしくなうまうて、結局六月私下げまして七月以降賃金の遅払いというう恰好になうておるわけでありまう。い／＼金融機関とまう折衝いたしまうして、十二月十五日分までの遅払い給料を一時融資して頂きまうして、組合のほうも今後の工場の再開の見通しといううものが今のところなかなか目途がつかないといううことで、失業保険を受けるというう点もございまうして、むしろ組合のほうからこの際遅払い給料をもらえれば一時全部退職しまうして、再開に至るまうまで失業保険に頼る、こうううううになうて一応解決したううなわけでございまう。

○島清君 今政務次官からの御説明によりまうと、会計法に縛られてどううても公入札しなければならん、こうううううな主義でよんどころなかつたという御説明でございまうが、将来の問題は北海道のこの事実を鑑みて経営の可能な団体等に対して私下げたいというううな御希望のううでございまうが、誠に趣旨結構でありまうが、これは会計法を改正しないのでそれがやれるわけでございまうか。

○政府委員(本間俊一君) これは会計検査院のほうと、大蔵省のほうと相談いたしまうして競争入札をいたします場合に、大体何と申しまうか、人数を限定すると申しまうか、そうううううな方法もあろうかと思ひます。ございまうて、まだどの地域といううこともなかなか実はきめにくい情勢になうておるまうので、まだそこまう進んでおりまうが、是非とも北海道の失敗を繰返さないようになうたいというう気持で只今おるううな次第でございまう。

○島清君 是非ううううううな御配慮の下で御処理願ひたい。これはお願ひしておきまう。

○委員長(竹中七郎君) 本日はこの程度で散会いたします。 午後三時三十三分散会

第二八二号 昭和二十七年一月二十三日受理
大阪工業試験所四国支所存置に関する請願
請願者 香川県知事 金子正則 外百八十三名
三好 始君 紅露 三橋八次郎君 森崎 隆君
紹介議員 三好 始君 紅露 三橋八次郎君 森崎 隆君
今回政府において行政機構改革の案として示された大阪工業試験所四国支所の廃止は、四国工業界の一大退歩となり、産業の発展を阻害するから、本支所の存置を図られたいとの請願。

第三〇五号 昭和二十七年一月二十三日受理
大淀川第一、第二発電所復元に關する請願
請願者 福岡県議會議長 田中 保藏
紹介議員 西田 隆男君
電気化学工業株式会社は、石灰窒素の生産に多量の電力を必要とするため、自家開発した大淀川第一および第二発電所を、昭和十六年電力管理法によつて強制出資せられて以来業務運営に多大な支障をきたし、さらに電気料金の変更等の影響を受け、いまや工場の経営はいちじるしい苦境に追い込まれてゐるから、肥料生産の重要性にかんがみ、これら二発電所を電気化学工業株式会社社に復元せられたいとの請願。

第一五七号 昭和二十六年一月二十三日受理
在日外国人用品の外貨資金割当に關する陳情
陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会

頭 藤山愛一郎
このたびSPS、OSSの外国人専用小売店制度が改まり、そこで取扱う輸入品は普通円をもつて一般に販売されることになつたが、その輸入外貨の割当は、その後もなおSPSおよびOSSに対してだけ、その販売実績を基準として行われることになつてゐるために他の有能な、また、経験ある業者がこれに参加できないことははなはだ不合理であるから、実質的に資格ある業者に対しては、広くその輸入外貨を割当てられるよう取り計はれたいとの陳情。

第一六〇号 昭和二十七年一月二十三日受理
工業技術庁陶磁器試験所移転反對に關する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平三郎
政府は行政機構改革に伴い工業技術庁陶磁器試験場京都本所および東海支所の両所を廃止して名古屋総合試験所に統合することであるが、京都本所は立地上の好條件を具備し創立以來本業の振興発展に貢献してきた。また、わが国陶磁器輸出の上からみても一日として試験研究の空白を許さない実情にあるから、京都市所在陶磁器試験所の移転には反對であるとの陳情。

第一七七号 昭和二十七年一月二十三日受理
中小石油業者更生対策に關する陳情
陳情者 秋田市西根小屋町帝石秋田石油業者 田中 建部敏雄外十名
国内石油資源開発の重要性に鑑み、中小石油業者の増産意欲高揚のため

に、(一)地質調査費、試掘費の補助増額、(二)技術面における指導ならびに金融あつ旋、(三)大企業体の不振鉱区ならびに零細井の解放、(四)輸入原油に対する保護関税および国税、地方税の減免等の措置を講ぜられたいとの陳情。